

猪苗代町境界確認事務処理要領（試行）

（趣旨）

第1条 この要領は、猪苗代町が管理する道路及び水路等公共の用に供されている土地とこれに隣接する土地との境界を確認するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（対象となる財産）

第2条 この要領の対象となる財産は、次の土地とする。

- 一 町道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により町長が認定した道路
- 二 法定外公共物 猪苗代町法定外公共物の取扱いに関する条例（平成13年3月23日猪苗代町条例第5号）に定める法定外公共物
- 三 準用河川 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により町長が指定した河川

（申請適格者）

第3条 町長は、次の要件を具備する者（以下「申請人」という。）からの申請があった場合に境界確認を行うものとする。

- 一 行為能力を有する者であること。
 - 二 申請地の所有権若しくは管理権を有しているか、又はこれらの者から委任を受けた者であること。
- 2 前項第2号にいう委任は、やむを得ない場合を除き、おおむね次のような場合である。
- 一 測量士、土地家屋調査士等有資格者（以下「測量者」という。）に境界確認に関する事務を委任するとき。
 - 二 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
 - 三 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。

（境界立会申請）

第4条 境界立会の申請は、境界立会申請書（様式第1号）によるものとし、申請書には次の書類を添付させるものとする。なお、原本還付を要する場合は正副2部を提出させるものとする。

- 一 案内図 代表的目的物から現地までの経路を示すもの。
- 二 公図の写し 法務局から取得した地図又は地図に準ずる図面とし、写しの場合、取得日・取得人の氏名を記載したもの。
- 三 所有権を確認できる書類 申請地の登記事項証明書の原本で、申請日の3月以内に交付を受けたもの。ただし、登記事項要約書に交付日及び申請人若しくは申請代理人の氏名が記載され、押印があるものについては、上記証明

書に代えることができる。

- 四 委任状（様式第2号） 申請を委任する場合は添付を要する。なお、申請地が共有地である場合に、他の共有者から委任を受けた共有代表者が、さらに測量者に委任する場合は、他の共有者から複代理人の選任についての権限も委任されているものであること。
- 五 戸籍謄本等 相続登記が未了の場合、相続人であることを示す相関図及び戸籍謄本等。また、法定相続によらないときは、遺産分割協議書の写しの添付を要する。
- 六 住民票等 登記事項証明書記載の所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所沿革が判明する資料（住民票、住居表示変更証明書、戸籍の附票、商業登記事項証明書等）を添付する。
- 七 その他参考図面 境界を確認するうえで参考となる現況平面図（縮尺は200分の1から500分の1程度のもの）、地積測量図、分筆図、古図、地引図等の資料があれば添付する。

（事前調査等）

第5条 立会担当職員は、当該地について事前の資料収集等に努めるものとし、申請人に対しては、申請地と隣接する土地の所有者等関係者へ立会を依頼すること及び事前に仮杭を打設する等の指示をするものとする。

（現地における立会）

第6条 現地における立会は、次の事項に留意して行うものとする。

- 一 現地においては申請人並びに申請地と隣接する土地の所有者と立会うことを原則とするが、必要に応じて申請地と当該財産を隔てて対向する側の土地の所有者とも立会いのうえ、協議を行うこととする。
- 二 確認にあたっては、公図、付近の地形、地物、前後の見通し、立会者の意見を斟酌して、公平妥当な境界を見つけ出すよう努力する。

（境界に係る事前協議の報告）

第7条 立会担当職員は、立会関係者による事前協議がまとまったときは、必要に応じて境界の基本点及び曲り点を明示した図面（以下「境界を示す図面」という。）を次の事項に留意のうえ申請人に作成させた後、事前協議の内容について、当該図面を添付して町長に報告するものとする。

- 一 地籍調査の未完了区域における事前協議済みの境界に係る測点には引照点を2点以上取ること。この際、引照点は不動点とし、座標における数値化をすること。なお、公益に関する事業を行うための境界確認に伴って図面を作成する場合は別途協議とする。
- 二 図面右下に、測量者の氏名、資格、測量年月日を記入して、職印を押印すること。
- 三 法定外公共物に係る図面においては、隣接地所有者による承諾の記名押印を必要とし、図面内に記載できない場合は別紙承諾書として作成すること。

なお、必要に応じて対向する側の土地の所有者の承諾の記名押印も要するものとする。

(境界協議の成立)

第8条 境界が確定した場合は、申請人に対してその基点、曲点等に杭等の境界標(以下「境界標」という。)を設置させるものとする。この場合において、既設の境界標と立会いにより確定した境界に差異がある場合は、その違いを適切に処理した上で、新たな境界標を設置させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請人は、立会いにより確定した境界に新たな境界標を設置しないことについて、その境界標に接する土地所有者の同意が得られた場合は、新たな境界標の設置を省略することができる。

(境界確認書の交付申請)

第9条 境界確認書の交付申請は、境界立会申請時に確認書を必要とするか否かを選択することをもってこれに代えるものとし、申請人が確認書の交付を希望する場合は、土地所有者が記名押印した境界確認書(様式第3号)を2部提出させ、決裁後は申請人に1部を交付するものとする。なお、境界確認書には以下の図面等を添付させるものとする。

- 一 位置図
- 二 公図の写し
- 三 実測図(利害関係人の署名及び押印欄を設けたもの。)
- 四 その他必要と思われる書類

(協議不調の場合の措置)

第10条 立会の結果、境界に関する協議が成立する見込みがないときは、立会担当職員は、町長に確認協議不調の報告をしなければならない。

2 町長は、前項による報告を受けた場合において、協議不調がやむを得ないものと認めるときは、当該報告書とともに境界確認申請書を保管するものとする。

(取得時効との関係)

第11条 申請人が取得時効を主張しているときは、境界確認は行わず、その取扱いについて町長と別に協議するものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

年 月 日

猪苗代町長

申請人	住	所
	氏	名
	電	話
代理人	住	所
	氏	名
	電	話

境界立会申請書

下記公共用財産の境界を確認くださるようお願いします。

記

1 申請物件名

- 町 道 線
- 法定外公共物 (道路 ・ 水路)
- 準用河川 筋

2 申請場所の土地の表示、地目及び地積

所 在 地	地 目	地 積

3 申請を必要とする理由

4 確認書交付の要否

必要 ・ 不要

添付書類

- | | |
|---------------|----------|
| 1 案内図 | 2 公図等の写し |
| 3 所有権を確認できる書類 | 4 委任状 |
| 5 戸籍謄本等 | 6 住民票等 |
| 7 その他参考図 | |

※ 2. 3. 4. 5. 6は3月以内に取得したもの。

- 注 1 申請物件名は町道及び準用河川においては路線名及び河川名を、法定外公共物においては道路又は水路の別を記載してください。
- 2 境界立会までに必要な仮杭を打っておいてください。
- 3 必要に応じて利害関係人の同意書を添付してください。
- 4 申請原本還付を希望する場合は正・副2部を提出してください。

様式第2号 (第4条関係)

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

Ⓜ

私は上記の者を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

境界確認を求める土地の表示

所 在 地	地 目	公簿面積	備 考

上記土地と公共用財産の境界を確認するための一切の権限

猪建第 年 月 号
年 月 日

境 界 確 認 書

1 土地の所在

申 請 地 猪苗代町

地 目

地 積

2 立会年月日

年 月 日

3 境界杭の番号及び位置

別添実測図のとおり

4 その他参考となる事項

5 添付図面等

位置図、公図等の写し、実測図（利害関係人の署名欄及び押印欄を設けたもの。）、
横断面図、写真

申請地土地所有者

住 所

氏 名

Ⓔ

猪苗代町長

公印